

～浄化槽をお使いの方へ～

# 正しく行っていますか？ 3つの維持管理

10月1日は  
「浄化槽の日」

「浄化槽の日」とは、水の環境汚染を防止するために定められた「浄化槽法」が、昭和60年10月1日に全面施行となったことから、制定された日です。

浄化槽をお使いの方は、この機会に「3つの維持管理」を忘れていないか、ご確認ください。

3つの“維持管理”で、  
環境を汚染しない  
ようにしましょう。

## 本体の点検

大きさごとに決まった回数



### 点検項目

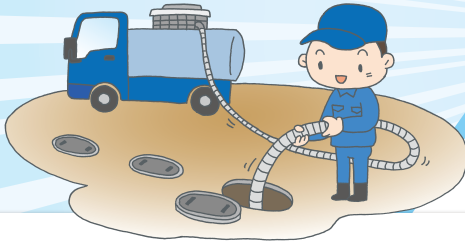
- ▶ 機器類の調整 ▶ 消毒薬の補充
- ▶ 故障の有無の判断など

### 実施方法

- ▶ 宇都宮市に登録されている業者に委託してください。

## 槽内の清掃

年1回以上

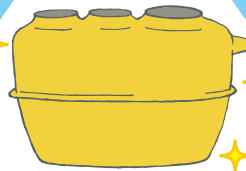


### 作業内容

- ▶ 浄化槽に溜まった汚泥の引き抜き
- ▶ 浄化槽の清掃

### 実施方法

- ▶ 宇都宮市の許可を受けている業者に委託してください。



浄化槽

## 水質検査

年1回



### 検査内容

- ▶ 浄化槽の処理水が適正かどうかの水質検査

### 申込方法

- ▶ 契約を結んでいる保守点検業者
- または
- ▶ 栃木県浄化槽協会(☎028-633-1650)へ

上下水道局ホームページから保守点検や清掃業者の一覧がご覧になれます。

宇都宮市 浄化槽をお使いの方へ

検索

生活排水課 管理グループ

☎633-2001

# 9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」とは、下水道の役割や重要性を広く周知するために制定された日です。上下水道局では「下水道の日」にちなみ、「下水道いろいろコンクール」を実施し、普及啓発に取り組んでいます。

水

# プレゼントクイズ

表紙のクイズの答えに加えて、本冊子へのご意見・ご感想・水に関するお得な情報などをハガキでお寄せください。ご応募いただいた方の中から抽選で30名様に、「上下水道局オリジナル着せ替えタンブラー」&「うつつのみや泉水」をセットでプレゼントします！

〒320-8543 宇都宮市河原町1番41号  
宇都宮市上下水道局 経営企画課 「広報紙」係

「お名前」「ご住所」「ご職業」をハガキに明記してください。

締切 平成28年10月7日(金) 必着

※個人情報、プレゼントの発送以外には使用しません。いただいたご意見・ご感想などは個人が特定できない情報として、紙面に掲載させていただきます。



着せ替えが  
できるよ！



## 水道メーターの取り替えを行っています

水道メーターの有効期限は計量法で8年と定められており、有効期限を経過しないよう取り替えを行っています。

対象者へは、事前にはがきで通知します。取り替えは、後日業者が作業に伺います。なお当日はメーターボックス周辺に、物を置かないようご協力ください。

- 取り替え期間 平成28年8月20日～平成29年1月31日
- 費用 無料

\*取り替え業者は、身分証明書と腕章を携帯していますのでご確認ください。

サービスセンター 計量グループ ☎633-3188

## 水道料金・下水道使用料のお支払いは必ず納入期限内にお願いします!

上下水道事業は、お客様からの水道料金等により運営されています。検針を2か月ごとに行い、翌月に納付書を送付していますので、納入期限内のお支払いにご協力をお願いします。

### 便利でお得な口座振替をぜひご利用ください。

- 口座振替では2か月で50円割引となります。  
※割引は、再振替や未納のあるお客様、下水道のみご利用のお客様には適用になりません。
- 口座振替をご利用の場合、ご希望により毎月振替が選択できます。  
※毎月振替は、2か月のご使用分を2回に分けて振替するものです。

上下水道局ホームページから口座振替についてご覧になれます。

宇都宮市 水道料金 口座

※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

サービスセンター 管理グループ ☎633-3108

すでに口座振替をご利用の方は残高不足にご注意ください



## 下水道に接続しましょう!



下水道に接続すると

- 川がきれいになります
- まちが清潔になります
- くみ取りや浄化槽の維持管理が不要になります

### 下水道への接続は必ずしなければならないの?

法律により、公共下水道が使えるようになった地域では、速やかに下水道へ接続しなければなりません。

浄化槽を使用している場合など → 遅滞なく接続してください

くみ取り式トイレの場合 → 3年以内に水洗トイレに改造して接続してください

※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

サービスセンター 普及促進グループ ☎633-3127

## 井戸水を使用する事業者の皆さんへ

井戸水を使用する事業者の下水道使用料は、メーターで計量した使用水量に基づき算定します。

下記の要件に該当する場合、メーターを設置する必要がありますので必ずご連絡ください。

- 【要件】井戸水を使用し、下水道に排水している場合
- 【メーター】上下水道局より貸与
- 【設置費用】事業者負担

※井戸水の使用開始(中止)の場合は、速やかにご連絡ください。  
※その他、井戸水の使用に関するお問い合わせにつきましても、お早めにご連絡ください。

サービスセンター 計量グループ ☎633-3188

## 上下水道に関するお問い合わせはお客様受付センター ☎633-1300

※夜間及び土曜・日曜・祝日の緊急連絡先☎633-3195 (警備員による対応になります)

「私たちのくらしと水」定期号は、年4回発行しています。次回の発行は、12月4日の予定です。